

警備業法施行規則及び警備員等の検定等に関する規則の一部改正について

令和元年8月30日 公布・施行

第1 警備業法施行規則の一部改正

1 警備員教育における教育時間数及び教育頻度の見直し等（府令第38条第3項、第4項及び第5項、第66条並びに附則第2条、第3条及び第4条関係）

(1) 概要

ア 教育時間数及び教育頻度の見直し

(ア) **新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育の時間数については、改正前の教育時間数の3分の2に短縮**することとした。また、実地教育の方法によることができる業務別教育の教育時間数の上限は、原則、実施する業務別教育の教育時間数を2で割った時間数としたが、基本教育と業務別教育のいずれも行う必要のある警備員については、実地教育へ過度な時間配分がなされないよう、上限を調整することとした。

(イ) **現に警備業務に従事させている警備員に対する教育については、教育頻度を半年の教育期ごとから年度ごと**に改め、年間の教育時間数を旧府令に定める教育時間数の16分の10に短縮することとした。

イ 基本教育と業務別教育の教育時間数の統合

基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある警備員については、**基本教育と業務別教育の教育時間数を統合**することとした。

ウ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、警備業者は、**年度ごとに記載された教育計画書（府令第66条第1項第5号）及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類（同項第6号）を年ごとに作成し、営業所に備える**こととした。

警備員ごとの必要教育時間は別紙一覧参照

(2) 留意事項

ア 府令の改正前に行われた令和元年度中の警備員教育の教育時間数については、改正後の教育時間数に計上できる。

【例】

教育時間が年間10時間の場合

・・・8/31までに5時間実施済み → R2.3.31までに残りの5時間を実施する

イ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、以下のとおり営業所の備付け書類に関する経過措置が設けられた。

(ア) 改政府令の施行の際現に営業所に備えている、改政府令の施行の前日に終了した教育期に係る教育計画書（旧府令第66条第1項第5号）及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類（同項第6号）についての府令第66条第2項の規定の適用については、なお従前の例によることとした（改政府令附則第2条第1項）。

平成30年下期の教育計画書及び教育実施簿は、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。

(イ) 改政府令の施行の際現に営業所に備えている、改政府令の施行の日の属する教育期に係る教育計画書（旧府令第66条第1項第5号）の保存期間については、改政府令の施行の日の前日から2年間とした（改政府令附則第2条第2項）。

平成31年（令和元年）上期の教育計画書及び教育実施簿は、令和元年8月29日から二年間、備えておかなければならない（令和3年8月29日までは保存する）。

(ウ) 本年度の教育計画書（府令第66条第1項第5号）については、施行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経過規定を置くこととした（改政府令附則第3条）。

【例】

(新任教育)

- 新たに令和元年度の教育計画書を作成する。
- 既に作成済みの後期分の教育計画書を訂正（期別は令和元年度に訂正、教育期はH31.4.1から、法定時間数以上に変更、作成日は訂正日等）する。
※ 加除訂正する場合は、訂正箇所には指導教育責任者の押印が必要。

(現任教育)

- 前期分の教育実績を含めて、新たに令和元年度の教育計画書を作成する。
- 前期分に加え、『令和元年度』として残り時間のみの新たな教育計画書を作成する。
※ この場合、前期分の保存期間はR2.3.31から2年間保存する
- 既に作成済みの後期分の教育計画書を訂正（前期分の教育実績を含む、期別は令和元年度に、教育期はH31.4.1から、法定時間数以上に変更、作成日は訂正日等）する。
※ 加除訂正する場合は、訂正箇所には指導教育責任者の押印が必要。

2 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（府令第 38 条第 2 項関係）

(1) 趣旨

警備員教育における講義の方法については、これまで、対面による講義の方法に限定されていたところ、受講者の利便性の向上等を図る観点から、**一定の要件を付した上で、電気通信回線を使用して行う講義の方法（パソコン等でインターネットを利用した学習やテレビ会議システムを利用した遠隔講義等）を認める**こととした。

(2) 概要

電気通信回線を使用して行う講義の方法については、対面による講義の方法と同等の教育効果を担保するため、**次の要件のいずれにも該当するものに限る**こととした。



○ **受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること**

ID、パスワード、生体認証等を用いた本人確認が必要

○ **受講者の受講の状況を確認できるものであること**

【例】

（警備業者が管理する施設において実施する場合）

- ・ 教育を行う者が、講習中に最低 1 回、受講者の受講状況を目視、点呼、身分証明書の提示等により確認する

（警備業者が管理する施設以外において実施する場合）

- ・ 受講中のあるタイミングで、PC 等インターネット端末の内蔵カメラ等を利用して受講者の顔画像を撮影し、営業所等に送信させる
- ・ 受講中のあるタイミングで端末上に表示される指示等に従い、携帯電話等を用いて受講状況を撮影させ、受講終了後に Eメール等で営業所等に送信させる

○ **受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること**

【例】

- ・ 教材中に講義内容に関する質問を設け、受講者に当該設問に対する回答を求める
- ・ 教材視聴後に効果測定を行い、履修状況を確認する

○ **質疑応答の機会が確保されているものであること**

電子メール等により、受講者が教育を行う者に対し質問できる仕組み・環境を構築する

第2 警備員等の検定等に関する規則の一部改正

1 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し（規則第2条関係）

概要

ア 空港保安警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の一の項において、警備業者は、空港保安警備業務を行う場所ごとに一級検定合格警備員を配置して、警備業務を実施させなければならないこととされているところ、当該場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術（防犯カメラやAI等の情報通信技術）の利用の状況その他の事情を勘案することとした。

イ 雑踏警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の四の項において、警備業者は、雑踏警備業務を行う場所が、当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上、2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに一人以上の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する必要があるとされているところ、当該区域を特定するに当たっては、**情報通信技術の利用の状況を勘案する**こととした。

（雑踏警備業務における情報通信技術の例）

- ・ 検定合格警備員が遠隔地の現場の状況を把握するためのカメラ、センサー及び小型無人機
- ・ 警備員による状況把握、分析、判断等を補助するための画像認識、人工知能等のプログラム
- ・ 警備員間の伝達のための通信機器

2 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（規則第17条関係）

改正規則による改正前の警備員等の検定等に関する規則においては、国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会につき、講師一人当たりの受講者数が制限（学科講習40人以下、実技講習10人以下）されていた。

しかしながら、現在では、パソコン等視聴覚教材の活用等により、より多くの受講者に対し、効果的な講習を実施することが可能となっており、こうした講習はもとより、試験を引き続き適切に実施することにより、講師一人当たりの制限を撤廃したとしても検定合格警備員の質は担保できるものと考えられることから、当該制限を撤廃することとされた。

〈お問い合わせ先〉

福井県警察本部 生活環境課 警備業係（☎0776-22-2880 内線3192、3187）

または

県内各警察署の生活安全課（係）

※福井県警察のホームページもご覧ください。

(新任教育)				削減 時間	改正後	
教育の対象警備員	改正前				改正後	
警備員指導教育責任者 資格者証の交付を受けて いる警備員	基本教育	免除		▲5	免除	
	業務別教育	15時間以上(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは5時間以上) ※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除			10時間以上(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは3時間以上) ※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除	
		実地教育	業務別教育のうち8時間(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは3時間)までは実地教育の方法でよい。			業務別教育のうち5時間(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは2時間)までは実地教育の方法でよい。
合格証明書の交付を受けて いる警備員	基本教育	免除		▲5	免除	
	業務別教育	15時間以上(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは5時間以上) ※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除			10時間以上(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは3時間以上) ※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除	
		実地教育	業務別教育のうち8時間(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは3時間)までは実地教育の方法でよい。			業務別教育のうち5時間(最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは2時間)までは実地教育の方法でよい。
最近3年間に当該警備 業務に従事した期間が 通算して1年以上である 警備員	基本教育	5時間以上		▲3	基本教育及び業務別教育を7時間以上	
	業務別教育	5時間以上			実施する業務別教育の1/2の教育時間数までは 実地教育の方法でよい(上限2時間)	
		実地教育	業務別教育のうち3時間までは 実地教育の方法でよい。			
最近3年間に警備業務 に従事した期間が通算 して1年以上であって、 従事した当該警備 業務以外の警備業務に 従事する警備員	基本教育	5時間以上		▲7	基本教育及び業務別教育を13時間以上	
	業務別教育	15時間以上			実施する業務別教育の1/2の教育時間数までは 実地教育の方法でよい(上限5時間)	
		実地教育	業務別教育のうち8時間までは 実地教育の方法でよい。			
機械警備業務に従事さ せようとする警備員 で、機械警備管理者資 格者証の交付を受けて いるもの	基本教育	15時間以上		▲5	基本教育及び業務別教育を10時間以上	
	業務別教育	免除			※最近3年間に当該警備業務に従事した期間が 通算して一年以上であるもの又は警察官の職に あった期間が通算して1年以上であるものは3時 間以上	
警察官の職にあった期 間を通算して1年以上 である警備員	基本教育	5時間以上		▲7	免除	
	業務別教育	15時間以上			基本教育及び業務別教育を13時間以上	
		実地教育	業務別教育のうち8時間までは 実地教育の方法でよい。			実施する業務別教育の1/2の教育時間数までは 実地教育の方法でよい(上限5時間)
上記教育対象者以外の 警備員	基本教育	15時間以上		▲10	基本教育及び業務別教育を20時間以上	
	業務別教育	15時間以上			実施する業務別教育の1/2の教育時間数までは 実地教育の方法でよい(上限5時間)	
		実地教育	業務別教育のうち8時間までは 実地教育の方法でよい。			

注1 当該警備業務～従事させようとする警備業務

注2 実施する業務別教育の1/2の教育時間数～割り切れない場合、30分以上1時間未満は1時間に切り上げ(30分未満は切り捨て)

(現任教育)				
教育の対象警備員		改正前 (年度の上期、下期毎に)		
警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員		基本教育	免除	
		業務別教育	5時間以上 ※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除	
合格証明書所持者	1級	当該検定業務に就いている場合	基本教育	免除
		業務別教育		
	当該検定業務以外に就いている場合	基本教育	免除	
		業務別教育	5時間以上	
2級	当該検定業務に就いている場合	基本教育	免除	
		業務別教育	5時間以上	
	当該検定業務以外に就いている場合	基本教育	免除	
		業務別教育	5時間以上	
上記教育対象者以外の警備員		基本教育	3時間以上	
		業務別教育	5時間以上	

改正後 (年度毎に)
免除
6時間以上
※当該業務の区分の資格者証の交付を受けている者は免除
免除
免除
6時間以上
免除
6時間以上
免除
6時間以上
10時間以上